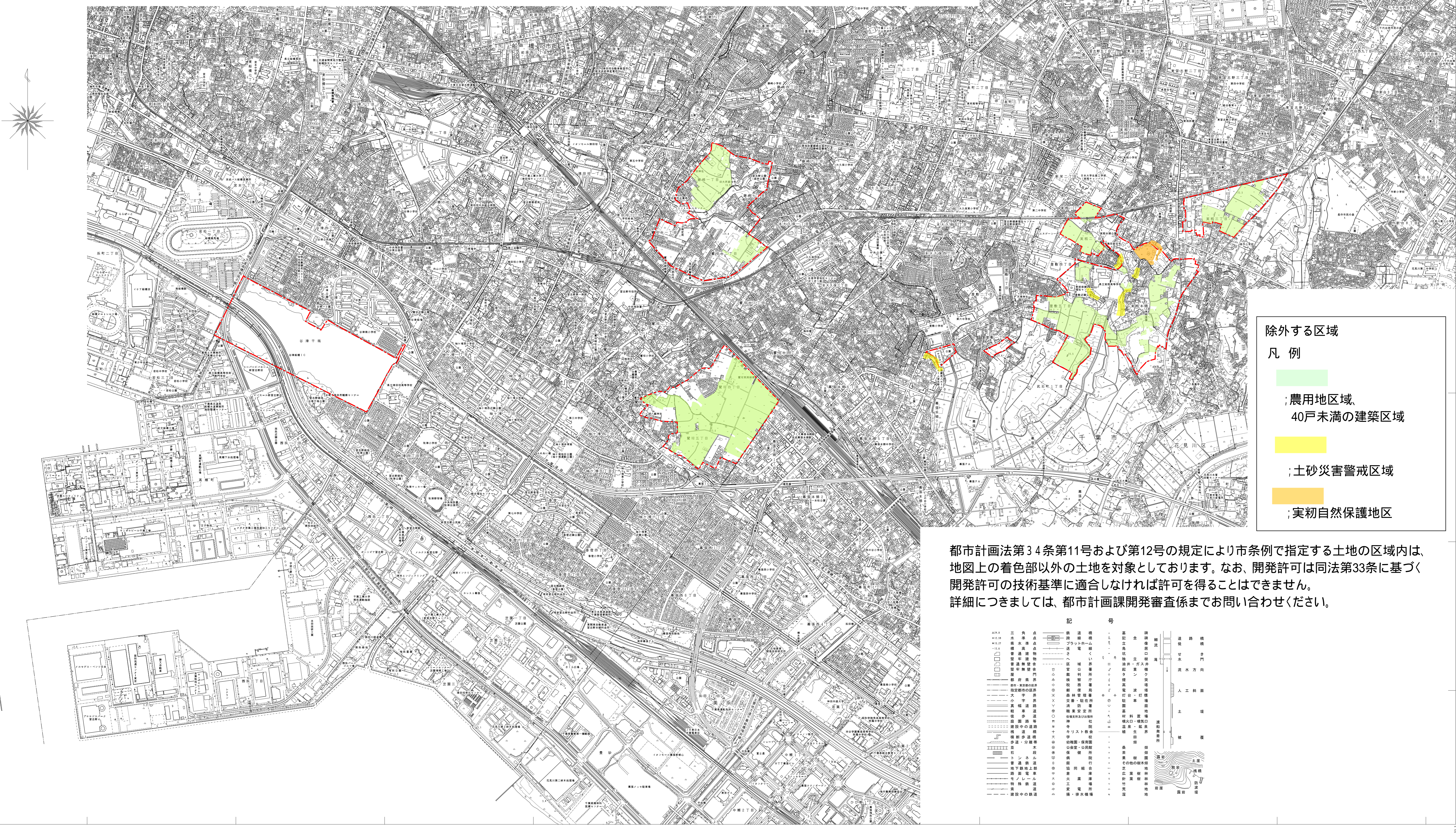


習志野都市計画図

平成二十七年三月

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき同法第34条第11号および第12号の規定により指定する土地の区域図



- 除外する区域**
凡 例
- ; 農用地区域、40戸未満の建築区域
 - ; 土砂災害警戒区域
 - ; 実効自然保護地区

都市計画法第34条第11号および第12号の規定により市条例で指定する土地の区域内は、地図上の着色部以外の土地を対象としております。なお、開発許可は同法第33条に基づく開発許可の技術基準に適合しなければ許可を得ることはできません。詳細につきましては、都市計画課開発審査係までお問い合わせください。

△	三角点	○	熱道橋	□	公園	△	公園	△	公園	△	公園
○	湧水点	○	消防用プール	○	公園	△	公園	△	公園	△	公園
○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園
○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園
○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園	○	公園

京葉測量株式会社調製

習志野市役所

1. (1)平成27年3月測量図更新データより制作
 (2)平成27年3月測量図更新データより制作
 (3)平成27年3月測量図更新データより制作
 (4)平成27年3月測量図更新データより制作

この測量成果は、国土院院長の承認を得て、測量法の規定に基づき作成されたものである。
 (測量番号) 平27-測図-第17号